

老齡基礎年金の受給資格期間 その1

最近、公的年金についてこんな問題が起こりました。

公務員や民間会社のサラリーマンの妻は、公的年金制度では「第3号被保険者」になります。国民年金の「第3号被保険者」は自分で年金保険料を納める必要はありません。保険料を納めなくても老齡基礎年金を受け取れます。しかし、会社員の夫が脱サラしたり、退職したりすると妻は「第3号被保険者」ではなくなります。そうすると市町村に届出て「第1号被保険者」に切り替えます。「第1号被保険者」になると自ら国民年金の保険料を払わなければなりません。

ところが、2009年12月に旧社会保険庁職員を対象に行ったアンケートで保険料の未納者が数10万人から100万人に上る可能性があることが分かりました。このままでは年金受給額が減額されたり、無年金になったりする妻が大勢出る恐れがあります。そこで厚生労働省は救済策を実施しました。

それは「第3号被保険者」から「第1号被保険者」に切り替えなかった後の期間について直近2年分のみ保険料納付すれば、それ以前は納付したものとみなす救済策でした。以上のことを厚労省が昨年3月に決めて今年1月から実施しました。

ところが、総務省の年金業務監視委員会や野党から「不公平だ」という批判が出ました。それはそうです。きちんと国民年金に切り替え保険料を払っていた人は対象外なのに、届け出なかった人だけ救われるからです。そこで、今年1月から実施していた資格切り替えを忘れた妻に対する救済策を凍結することにしました。



Q

あらためて老齡基礎年金を受給できる「受給資格期間」について教えてください。



A

老齡基礎年金を受給できるには、受給資格期間の合計が25年以上あることです。

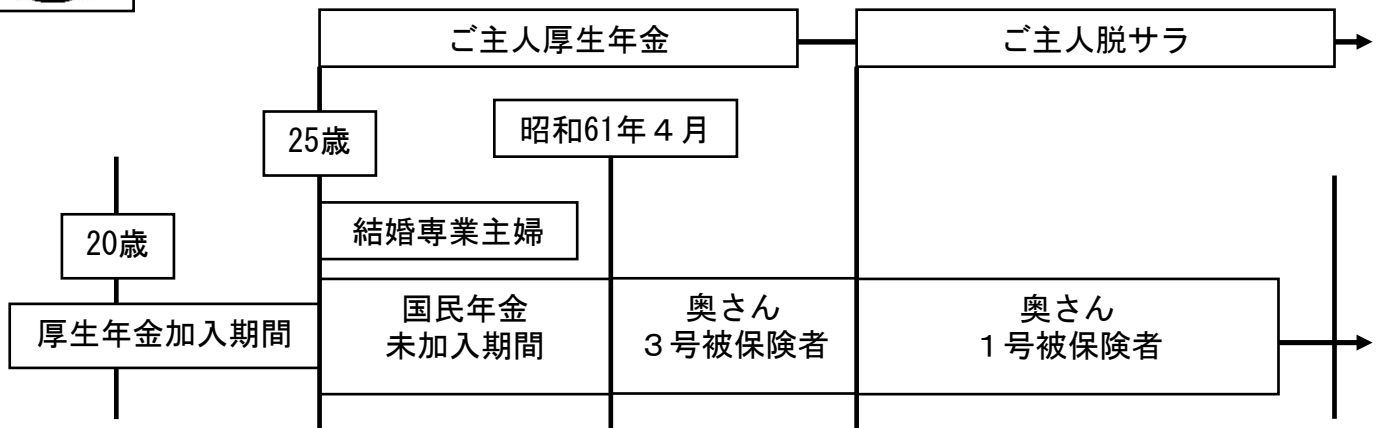
ただし、受給資格期間は老齡基礎年金を受給できる『資格』を得るための期間であって、必ずしも老齡基礎年金の受給額に反映するものではないことです。次頁から詳しく説明しましょう。

老齢基礎年金の受給資格期間 その2



Q

今回、問題になったサラリーマンの妻の第3号被保険者と第1号被保険者の「資格期間」について教えてください。



A

上記はある女性の公的年金の加入履歴です。これで今回の問題について説明しましょう。

- ・この女性は18歳で就職し厚生年金に加入しました。
- ・25歳でサラリーマンの妻となりました。結婚後会社を辞め専業主婦になりました。国民年金に加入しませんでした。
- ・昭和61年4月から「第3号被保険者」制度が創設されました。その結果サラリーマンの妻は国民年金の保険料を払わなくても老齢基礎年金の受給資格と受給額に反映することになりました。
- ・ご主人は脱サラしました。1号被保険者になりました。奥さんも1号被保険者になります。でも切り替をしませんでした。国民年金保険料を払いませんでした。この場合にこの奥さんは、

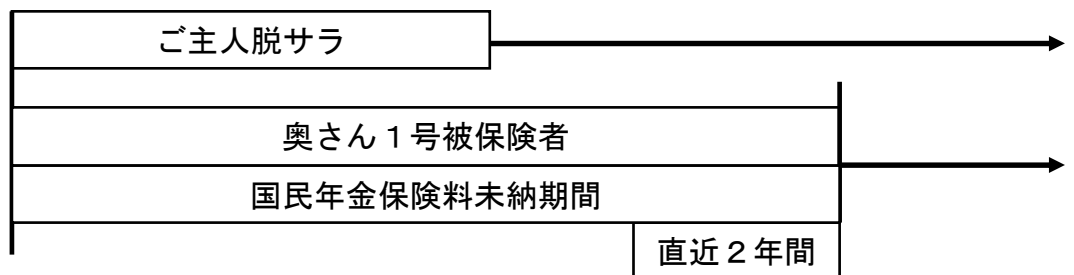
- ・厚生年金加入期間は全て老齢基礎年金の受給資格期間になります。
- ・結婚専業主婦から昭和61年3月まで、国民年金に加入していませんでしたが、この期間は受給資格期間に算入できます。ただし老齢基礎年金の受給額に反映しません。
- ・昭和61年4月からご主人が脱サラするまでの期間は、老齢基礎年金の受給資格に算入できます。受給額にも反映します。
- ・ご主人の脱サラ以後の奥さんは1号被保険者なのに国民年金保険料を払っていないので受給資格に算入できません。受給額にも反映しません。

老齢基礎年金の受給資格期間 その3



Q

救済策の「第3号被保険者」から「第1号被保険者」に切り替えなかった後の期間について直近2年分のみ保険料納付すれば、それ以前は納付したものとみなすとはどういうことですか？



A

上記を見て下さい。ご主人が脱サラして、奥さんが1号被保険者になったのに国民年金保険料を払っていません。

本来ならこの期間は老齢基礎年金の受給資格に算入されないし、受給額にも反映されません。

でも、現在からさかのぼって直近2年間の国民年金保険料を払えば、ご主人の脱サラから直近2年以前の国民年金保険料未納期間も納付済と認めるというのが救済策の内容です。

そうすると、払っていた奥さんはバカを見ます。そこで救済策を凍結し、新たな制度に見直すことにしたというのが今回の騒動内容なのです。



Q

老齢基礎年金の受給資格期間として認められる期間と受給額に反映するかをまとめて教えてください。



A

- ・国民年金保険料を納めた期間。
老齢基礎年金の受給額に反映します。
- ・国民年金保険料の保険料免除を受けていた期間。
老齢基礎年金の受給額に反映します。
- ・20歳以上60歳未満の厚生年金保険料を納めた期間。
老齢基礎年金の受給額に反映します。 次頁に続く

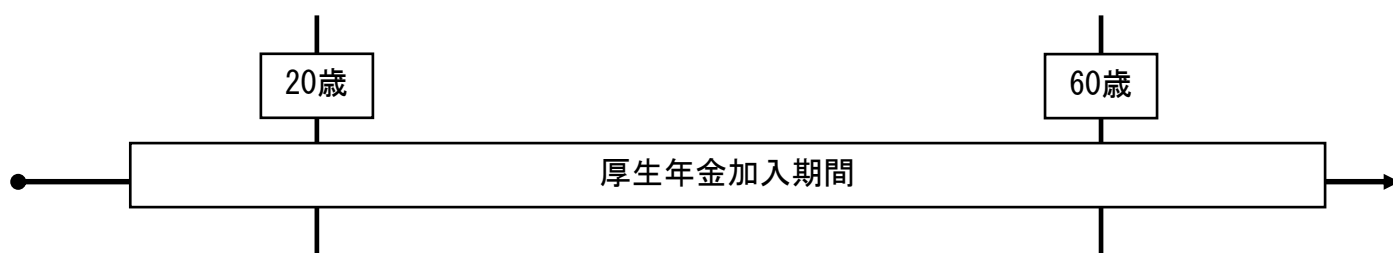
老齢基礎年金の受給資格期間 その4



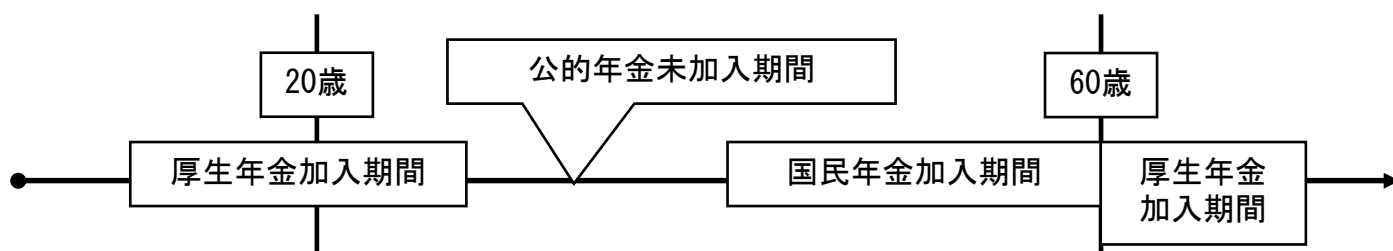
A

- ・厚生年金に加入し、20歳未満と60歳以上の期間。
老齢基礎年金の受給額に反映しない。
- ・厚生年金などに加入して脱退手当金を受けた期間
老齢基礎年金の受給額に反映しない。
- ・サラリーマンの妻の場合で、昭和61年3月以前に国民年金保険料
を払っていなかった期間。
老齢基礎年金の受給額に反映しない。しかし受給資格期間として
認められます。

受給資格期間として認められるいろいろなパターン



厚生年金加入期間のすべてが老齢基礎年金の受給資格期間になります。
ただし老齢基礎年金の受給額に反映するのは、20歳以上60歳未満の期間だけです。



厚生年金加入期間と国民年金の加入期間のすべてが老齢基礎年金の受給資格期間になります。
このすべての期間の合計が25年以上あれば、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことになり
ます。
ただし老齢基礎年金の受給額に反映するのは、20歳以上60歳未満の期間だけです。